

輸入鳥類に対する動物取扱業者へのウエストナイル熱対策の指導について

平成15年3月31日 健感発第0331001号
各都道府県、政令市 衛生主管部（局）長あて
厚生労働省健康局結核感染症課長通知

ウエストナイル熱の媒介動物対策については、野鳥の死亡情報収集のサーベイランス等でご対応いただいているところですが、平成14年10月18日に開催された厚生科学審議会感染症分科会において、委員から我が国へのウエストナイル熱侵入の機会を減ずるためには、ウエストナイル熱発生地域から輸入される鳥類について、一定の監視を実施すべきとの意見がありました。

この意見を踏まえ、当省としては、ウエストナイル熱対策の一つとして、我が国へ輸入される鳥類（家きん（参考参照）を除く。以下「輸入鳥類」とする。）に対する措置を講ずべく、別紙の「ウエストナイル熱対策のための輸入される鳥類の取扱指針」（以下「指針」とする）を策定し、対応することと致しました。

つきましては、貴職においても、指針に従い、鳥類を輸入する動物取扱業者への指導について、動物愛護管理主管部局と連携し、下記事項にご留意の上、よろしくご対応方お願い致します。

なお、本件については、別添のとおり、農林水産省、環境省及び関係機関に通知済みであることを申し添えます。

（参考）家きんとは「鶏、あひる、七面鳥、うずら及びがちょう」の5種

記

- 1 「指針」については平成15年4月21日から適用すること
- 2 「指針」における自治体の対応事項は、2（2）であること
- 3 対応事項の実施に際しては、動物愛護管理主管部局と十分な連携をもって行うこと
- 4 「指針」は、昨年までの各国のウエストナイル熱の発生状況を踏まえた当面のものであり、今後の発生状況により内容の変更があること

(別紙)

ウエストナイル熱対策のための輸入される鳥類の取扱指針

厚生労働省健康局結核感染症課

ウエストナイル熱の侵入については、流行地域から人、蚊、鳥を介して持ち込まれる可能性がある（厚生科学研究及び厚生科学審議会感染症分科会）。本指針は、我が国へ輸入される鳥類（家きん（注1）を除く。以下「輸入鳥類」とする。）を介したウエストナイル熱侵入の可能性を減ずるために、必要かつ実施可能な対応をとりまとめたものである。

輸入鳥類のうち、流行の拡大している米国とカナダからのものと、その他のウエストナイル熱が発生した地域からのものについて、下記の対策を講ずることとする。なお、これらの措置は当面の間のもとし、新たな流行状況をみて適宜変更するものである。

1 米国及びカナダからの輸入鳥類について

米国及びカナダについては、昨年、流行域の拡大、著しい患者の増加及び多数の野鳥等の死亡が報告されたことから、ウエストナイルウイルス保有鳥の輸入防止対策が必要な地域と考えられる。この対策のため、農林水産省生産局畜産部衛生課（以下、「衛生課」とする。）を通じ、農林水産省動物検疫所（以下「動物検疫所」とする）に対し、以下の対応を依頼することとする。

（農林水産省生産局畜産部衛生課長あて厚生労働省健康局結核感染症課長通知「輸入鳥類に対するウエストナイル熱対策について」（平成15年3月19日付け健感発第0319001号）にて協力依頼済）

動物検疫所の対応（平成15年4月1日より対応予定）

- ① 衛生証明書（注2）の確認及び輸入鳥類の健康検査
- ② 衛生証明書を有しない輸入鳥類については、2週間（注3）の係留検査を実施

2 ウエストナイル熱が発生したその他の地域からの輸入鳥類について

米国、カナダ以外の一部の地域（別表参照）では、現在、大きな流行があるとの情報は無いが、過去にウエストナイル熱の発生が報告されていることから、それらの地域からの輸入鳥類についても、一定の衛生管理を行う必要がある。このため、発生した地域から鳥類を輸入する場合にあっては、以下のとおり輸入者に自主的な衛生対策を要請することとする。

(1) 厚生労働省の対応（平成15年4月21日より対応予定）

- 1) 動物輸入者団体（注4）に対し、会員の衛生管理の履行を要請するとともに、厚生労働省健康局結核感染症課（以下「結核感染症課」とする。）への履行状況の情報還元を要請する。
- 2) 輸入者（動物輸入者団体会員を除く）に対し、動物検疫所から手交された別紙様式2に必要事項を記載の上、結核感染症課へ送付するよう要請する。

(農林水産省生産局畜産部衛生課長あて厚生労働省健康局結核感染症課長通知「輸入鳥類に対するウエストナイル熱対策について」(平成15年3月19日付け健感発第0319001号)にて協力要請済)

- 3) 自治体に対し、輸入鳥類を保管する飼養施設の動物取扱業者(注5)への、定期的な指導を要請する。
 - 4) 保管飼養施設(注6)の所在については、輸入者及び動物輸入団体からの情報還元を得て、結核感染症課から公衆衛生部(局)担当課あてに連絡する。
- (2) 自治体の対応(動物取扱業者の飼養施設等に関する指導)
- 1) 公衆衛生担当部局と動物愛護管理担当部局とが連携し、別紙様式1により、定期的に、施設責任者に対し次の指導を行うこととする。
 - ① 動物取扱業者の保管飼養施設従業員の健康管理等
 - ② 保管飼養施設の動愛法(注7)に基づく基準(注8)の遵守
 - 2) 輸入鳥類に感染症が疑われ、通常と異なる死亡数の増加が認められた場合にあつては、直ちに結核感染症課まで連絡する。
 - 3) なお、万が一、従業員にウエストナイル熱を疑う症状を呈する者が発生した場合には、直ちに医師に受診させることとし、結核感染症課あてに連絡する。

(注1) 家きんとは「鶏、あひる、七面鳥、うずら及びがちょう」の5種

(注2) 輸出国において鳥を蚊に吸血されない条件で繁殖した、若しくは蚊の侵入が無い施設で2週間係留した旨を証明した輸出国政府発行の衛生証明書のこと

(注3) 鳥がウエストナイルウイルスに感染すると、一定の潜伏期間を経てウイルス血症(血液中にウイルスが出現)を発症し、概ね数日～2週間以内のうちに死亡、回復等、鳥の種類に応じた転帰をとる。

(注4) 動物輸入者団体とは、現在のところ、全日本動物輸入業者協議会を指す。

(注5) 動物取扱業者とは、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号)第8条第1項に掲げる「動物の飼養又は保管のための施設を設置して動物取扱業(動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。)を営もうとする者」のこと。

(注6) 動物取扱業者に係る飼養施設のうち、輸入鳥を保管する飼養施設等のこと

(注7) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号)

(注8) 動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準

(平成12年6月30日総理府令第73号)第3条(動物の管理の方法等)第2号ホの「蚊の害虫の侵入を防止するとともに、必要に応じて駆除すること」

(別紙様式1)

指 導 書

これは、ウエストナイル熱対策の一つとして、輸入鳥類の衛生管理の徹底を皆様にお願ひするものです。

1 指導年月日 平成 年 月 日

2 自治体担当課名・連絡先

3 動物取扱者氏名・住所・電話番号

TEL _____

4 輸入鳥類保管飼養施設（注）住所

5 指導内容

(1) 保管飼養施設は、蚊の侵入防止対策を図り、必要に応じて駆除に努め、輸入鳥類が蚊に吸血されることが無いよう厳重に管理を行うこと。保管にあたっては、輸出国名、種類、羽数、入荷日及び出荷日、毎日の健康状態等を記録すること。

(2) 保管中の輸入鳥類に感染症が疑われ、通常と異なる死亡数の増加が認められた場合には、直ちに上記担当課まで連絡すること。施設従業員に、ウエストナイル熱の知識を十分習得させるように努め、万が一、従業員にウエストナイル熱を疑う症状を呈した場合には、直ちに医師に受診させること。

(注：動物取扱業者に係る飼養施設のうち、輸入鳥を保管する飼養施設等のこと)

備考：本指導書は厚生労働省健康局結核感染症課長通知（平成15年3月31日付け健感発第0331001号）「輸入鳥類に対する動物取扱業者へのウエストナイル熱対策の指導について」に基づく「ウエストナイル熱対策のための輸入される鳥類の取扱指針」別紙様式1による

これまでにウエストナイル熱の発生報告のあった地域

国立感染症研究所及び米国CDCの情報による、これまでにウエストナイル熱の発生報告のあった地域

	国／地域名		国／地域名		国／地域名
アジア州	中華人民共和国	ヨーロッパ州	アンドラ	アフリカ州	アルジェリア
	インド		ドイツ		エジプト
	パキスタン		スイス		スーダン
	アフガニスタン		ポルトガル		ガンビア
	イラン		スペイン		ギニア
	イラク		ジブラルタル (英)		象牙海岸共和国
	バハレーン		イタリア		ナイジェリア
	サウディアラビア		マルタ		ルワンダ
	クウェイト		ポーランド		カメルーン
	カタール		ロシア		中央アフリカ
	オマーン		オーストリア		赤道ギニア共和国
	イスラエル		ハンガリー		ガボン
	ジョルダン		ユーゴスラヴィア連邦共和国		コンゴ共和国
	シリア		アルバニア		コンゴ民主共和国
	レバノン		ギリシャ		ブルンディ
	アラブ首長国連邦		ルーマニア		サントメ・プリンシペ
	イエメン		ブルガリア		エチオピア
	アゼルバイジャン		サイプラス		ジブティ
	アルメニア		トルコ		ソマリア
	ウズベキスタン		エストニア		ケニア
	カザフスタン		ラトヴィア		ウガンダ
キルギス	リトアニア	タンザニア			
タジキスタン	ウクライナ	モザンビーク			
トルクメニスタン	ベラルーシ	マダガスカル			
グルジア	モルドヴァ	ジンバブエ			
ジョルダン川西岸及びガザ	クロアチア	南アフリカ			
北アメリカ	スロヴェニア	レソト			
カナダ	ボスニア ヘルツェゴビナ (ユーゴ)	マラウイ			
アメリカ	マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国	ザンビア			
メキシコ	チェッコ	ボツワナ			
ドミニカ共和国	スロヴァキア	スワジランド			
ヨーロッパ州	モロッコ	コモロ			
デンマーク	セウタ及びメリリヤ(西)	エリトリア			
オランダ					
ベルギー					
ルクセンブルグ					
フランス					
モナコ					

厚生労働省健康局結核感染症課長 殿

輸入鳥類のウエストナイル熱対策への協力について（回答）

今後、当社が輸入する鳥類については、下記事項を遵守し、国内流通することに同意いたします。

住所（代表）：〒	
電話番号：	FAX番号：
輸入鳥類保管施設住所（注）：〒	
電話番号：	FAX番号：
会社名：	
代表者名：	

（注：住所（代表）と同じ場合は、記載不要。ただし、施設が複数の場合には、そのリストを添付すること）

平成 年 月 日

署名



（社印を捺印すること）

記

米国及びカナダ以外のウエストナイル熱が発生した地域から輸入する鳥類について、以下のとおり対応いたします。

1. 自主的に、輸出施設管理者または獣医師等から当該輸入鳥類の保管に関する証明書類（注）を取得し、輸出国名、鳥類の種類、輸入羽数、輸入時期等の必要な事項を記載した輸入記録の保管を行います。
2. 上記（1）による証明書の取得が困難な輸入鳥類については、輸入後、自主的に蚊の侵入を防止できる施設において、一定期間（2週間）の保管を実施し、保管期間中の鳥類の健康管理等の記録を行います。
3. 保管中の輸入鳥類に感染症が疑われ、通常と異なる死亡数の増加が認められた場合には、直ちに飼養施設を管轄する自治体の担当課まで連絡いたします。
4. 施設従業員については、ウエストナイル熱をはじめとし、動物に由来する感染症の知識を十分に拾得できるように努めるとともに、万が一、ウエストナイル熱等の動物に由来する感染症を疑う症状を呈した場合には、直ちに医師に受診させます。

注：鳥類を蚊に吸血されない条件で繁殖した、若しくは蚊の侵入が無い輸出国施設において、2週間係留した旨の輸出施設管理者または獣医師等による証明書類

以上

指 導 書

厚生労働省健康局結核感染症課

これは、ウエストナイル熱対策の一つとして、輸入鳥類の衛生管理の徹底を皆様にお願ひするものです。これまでにウエストナイル熱の発生報告のあった地域（別表参照）から輸入された鳥類については、A、Bのいずれかに従い対応願ひます。

(A) 輸出施設管理者または獣医師等による保管に関する証明書類^(注1)があるもの

輸入鳥類に感染症が疑われ、通常と異なる死亡数の増加が認められた場合には、直ちに飼養施設を管轄する自治体担当課まで連絡すること。飼養施設従業員に、ウエストナイル熱の知識を十分習得させるように努め、万が一、従業員にウエストナイル熱を疑う症状を呈する者が発生した場合には、直ちに医師に受診させること。

(B) 輸出施設管理者または獣医師等による保管に関する証明書類^(注1)がないもの

- ① 飼養施設において輸入鳥類を2週間保管した後に出荷すること。飼養施設は、蚊の侵入防止対策を図り、必要に応じて駆除に努め、輸入鳥類が蚊に吸血されることが無いよう厳重に管理を行うこと。保管にあたっては、輸出国名、種類、羽数、入荷日及び出荷日、毎日の健康状態等を記録すること。
- ② 保管中の輸入鳥類に感染症が疑われ、通常と異なる死亡数の増加が認められた場合には、直ちに飼養施設を管轄する自治体の担当課まで連絡すること。飼養施設従業員が、十分にウエストナイル熱の知識を拾得できるように努め、万が一、従業員がウエストナイル熱を疑う症状を呈した場合には、直ちに医師に受診させること。

(注1：鳥類を蚊に吸血されない条件で繁殖した、若しくは蚊の侵入が無い輸出国施設において、2週間係留した旨を証明する書類)

対 応 連 絡 書

厚生労働省健康局結核感染症課獣医衛生係 御中 (FAX 03-3581-6251)

今般、私が () 空港に輸入した鳥類については保管に関する証明書類が
(ある ない)^(注2) ことから、上記指導内容の (A B)^(注2) に従って対応します。

(注2: どちらかに○をつけること。)

輸出(原産)国名:	輸入鳥類の種類:
輸入鳥類保管施設住所: 〒	
電話番号:	FAX番号:
代表者名:	

平成 年 月 日 (輸入者の住所、氏名、電話番号)

〒

印

(自筆の場合は、印省略可)

(注) 必要事項を記入の上、厚生労働省健康局結核感染症課あてに送付 (FAX) すること。
(代表電話番号 03-5253-1111)

備考: 本指導書は厚生労働省健康局結核感染症課長通知(平成15年3月31日付け健感発第0331001号)
「輸入鳥類に対する動物取扱業者へのウエストナイル熱対策の指導について」に基づく「ウエストナ
イル熱対策のための輸入される鳥類の取扱指針」別紙様式2による